

業務委託契約書

社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会支部福岡県済生会(以下「委託者」という。)と○○○○○(以下「受託者」という。)は、福岡県済生会二日市病院における給食業務に関し、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 委託者は、受託者に対し、本契約に定める各条項に従って、委託者の指定する給食業務等(以下「本業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。

(業務の方針)

第2条 受託者は、本業務が委託者の入院患者に対する重要な業務であることを充分に認識し、委託者の運営方針を遵守し、委託者の指導及び監督のもと誠実に本業務の遂行に努めなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料の額)

第4条 委託料の月額は、次に掲げる業務管理費及び食材費を合計して得られた額とする。

- (1) 業務管理費の月額は、○○○○○○○円(うち、消費税額○○○○○円)とする。
 - (2) 朝食○○○円(うち、消費税額○○円)、昼食○○○円(うち、消費税額○○円)及び夕食○○○円(うち、消費税額○○円)、朝食(ハーフ食)○○○円(うち、消費税額○○円)、昼食(ハーフ食)○○○円(うち、消費税額○○円)、夕食(ハーフ食)○○○円(うち、消費税額○○円)のそれぞれにその月に提供された食数を乗じて得られた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約締結後に入院患者の大幅な増減があった場合、原材料の価格に大きな変更があった場合、労働市場や社会情勢に変動が生じた場合などは、委託者受託者と協議の上、業務管理費及び食材料費の単価について変更ができる。

(委託料の支払及び方法)

第5条 受託者は受託者が覚書等に基づく毎月の委託業務を完了した場合、業務報告書を添付し、前条に規定する委託料の月額を翌月10日までに委託者に請求するものとする。

2 委託者は前項の請求書を受理したときは、当該請求内容を審査し、当該請求のあった月の末日までに支払うものとする。

3 前項の委託料の支払いに際して、委託業務の一部が履行されていないと委託者が認めた場合は、委託料の月額を減額して支払うものとする。

4 前条第1項第2号に規定する朝食、昼食及び夕食の1日当たりの食材費の合計額が1カ月平均で、同号に規定する額を超えた場合は、受託者は、委託者の承認を得て、その差額に相当する額を請求することができる。

(施設等の使用)

第6条 委託者は、受託者の本業務の遂行に必要な食堂施設、厨房施設その他施設、機器、什器並びに備品(以下「施設等」という。)を無償で貸与し、受託者はこれを借り受けて本業務を行うものとする。

2 受託者は、前項に基づき施設等を使用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって施設等を使用し維持管理すること。
- (2) 受託者が施設等に変更を加えようとする場合、事前に文書により委託者の承諾を得ること。

3 受託者は、本業務の遂行上必要な施設等の新たな補充又は追加を必要とする場合は、委託者に文書をもって申し入れるものとし、この場合、委託者及び受託者は、協議の上これにつき決定すること。

4 委託者は、受託者の本業務遂行上委託者の施設等の補修が必要となった場合、受託者からの請求により施設等の補修を行わなければならない。ただし、受託者の故意又は過失により委託者の施設等が毀損した場合、受託者は受託者の費用でこれを補修しなければならない。

(保健所への諸手続)

第 7 条 受託者は、本業務の遂行上必要な飲食店営業許可取得のための手続きを自己の責任において行わなければならない。

(運営管理責任者の設置)

第 8 条 受託者は、本業務の遂行のため運営管理責任者を定め、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の運営管理責任者は、本業務に従事する受託者の全ての従業員に対し指揮・監督をする権限を有し、その義務を負うものとする。
- 3 委託者は、本業務に係わる受託者への指示等を、第1項の運営管理責任者に対してのみ行うものとし、それ以外の受託者の従業員に対して直接これを行わないものとする。

(受託者の従業員の管理)

第 9 条 受託者は、本業務遂行に必要な栄養士、調理師及び調理補助員などの人員を確保し、受託者の責任と権限において、その人員の採用、罷免、訓練、給与の支払など一切の人事管理を行うものとする。

- 2 受託者は、前項の人事管理を行うにあたり次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本業務に従事する受託者の主たる従業員(以下「本従業員」という。)は、給食業務に従事した経験を有する者とすること
 - (2) 委託者の施設内における受託者の本従業員の風紀及び衛生の保持、作業規律の維持、並びに委託者の定める委託者の施設内における規律を遵守すること
 - (3) 毎年1回、本従業員の名簿(記載内容:氏名、年齢、資格)を作成・保管し、委託者から請求があれば速やかに委託者に提出すること
 - (4) 本従業員に対し、毎年1回の定期健康診断及び毎月1回の腸内細菌検査を実施し、その結果を保管するとともに、委託者から請求があれば速やかに報告書を委託者に提出すること

(業務内容)

第 10 条 委託者及び受託者は、本業務の詳細については、協議のうえ別途覚書に定める。

- 2 委託者及び受託者は、自己の都合により前項の内容を変更する場合、別途協議の上、事前に相手方の文書による同意を得なければならない

(費用の支払区分)

第 11 条 委託者及び受託者は、委託者受託者間で別途覚書に定める規定に従って、本業務の遂行に必要な費用をそれぞれ支払うものとする。

(清掃区分)

第 12 条 委託者及び受託者の清掃区分は、別途覚書に定める。

(秘密保持義務)

第 13 条 委託者及び受託者は、本業務に関連して知り得た業務上の秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

- 2 委託者及び受託者は、自己の従業員が前項の義務を遵守すべく指導及び監督をしなければならない。
- 3 委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約終了後も第1項の義務を負うものとする。

(個人情報保護法の遵守)

第 14 条 委託者及び受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第57号)の規定及び趣旨を遵守し、本業務における利用目的の範囲に含まれない個人情報を取得又は提供してはならない。

- 2 受託者は、委託者の個人情報に関する取り扱いについて、(別紙)の個人情報保護に関する事項を遵守するものとする。

(解約)

第 15 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当したとき、何らの催告なく直ちに、本契約を解約することができる。

- (1) 受託者が委託業務を実施しない場合
- (2) 受託者が委託業務を履行する見込みがないと委託者が認めた場合
- (3) 天変地異その他やむを得ない事情により委託業務を実施する必要がなくなった場合
- (4) その他受託者が委託契約に違反した場合

- 2 前項の受託者の責により本契約を解除したときは、受託者は違約金として第4条に定める委託料総額の100分の10の額に相当する額を委託者に支払うものとする。
- 3 委託者及び受託者は、本契約の履行が困難になった場合、相手方に対し、本契約の解約を申し入れることができ、この場合、相手方が承諾したときには、相手方と合意した終了日をもって本契約は終了する

(施設等の返還)

第16条 本契約が期間満了、解約その他の事由により終了した場合、受託者は、委託者に対し、施設等を終了時における現状有姿で引き渡す。ただし、受託者の所有物については、受託が本契約終了までにこれを搬出するものとする。

(業務の代行)

- 第17条 受託者が本契約を履行できなくなった場合、委託者受託者両者はともにこの状況を確認のうえ、委託者受託者の指定する代行保証人(以下「保証人」という。)に遅滞なく本業務を代行させる。この場合も受託者の義務は免責されない。
- 2 受託者は委託者に対し、受託者の保証人から業務代行保証書を呈示する。
 - 3 本業務の代行は、受託者が本業務を再開できるに至ったときは、速やかに解除する。

(損害賠償)

第18条 委託者及び受託者は、その相手方の責めに帰すべき事由により委託者もしくは受託者又は委託者もしくは受託者の従業員が損害を受けたときは、その相手方に賠償を求めることができる。

(付帯合意の効力)

第19条 本契約が期間満了、解約その他の事由により終了した場合、本契約に付帯して委託者受託者間で締結された覚書その他の合意は、当然に終了する。ただし、当該合意にこれと異なる定めがあるときはこの限りでない。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に関する委託者受託者間の一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約及び本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者受託者は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(その他)

- 第22条 委託者受託者は、ISO26000の視点に基づき事業を推進すること。
- 2 受託者は、この契約による業務を行うにあたっては、別添「社会福祉法人^{恩賜}済生会法令遵守規程」及び「コンプライアンス推進のお知らせ」を守らなければならない。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名(押印)を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。なお、電子署名された電磁的記録は書面による契約書と同様に有効とする。

令和8年 月 日

委託者 福岡県福岡市中央区天神1-2-4
社会福祉法人^{恩賜}済生会支部福岡県済生会
支部長 大森 徹

受託者

(別紙)

個人情報保護に関する事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、委託者が本契約に基づき、患者情報を含めた個人情報(以下「個人情報」という。)に関する業務(以下「当該業務」という。)を受託者に委託するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の規定及び趣旨を遵守し、その取り扱いを適正に行わなければならない。

(基本的事項)

第2条 受託者は、個人情報を本契約に示された委託目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第3条 受託者は、当該業務を遂行するにあたり、委託者から預託を受けた個人情報を厳格に管理し、個人情報の紛失、漏洩、滅失、毀損等の防止のため、必要かつ適切な安全管理措置を講ずるものとする。

2 受託者は、当該業務を遂行するにあたり、委託者から預託を受けた個人情報にアクセスできる者(以下「アクセス者」という。)を限定し、それ以外の者にアクセス又は利用させてはならない。

3 受託者は、個人情報のアクセス者に対し、予め個人情報への不正なアクセスの防止又は個人情報の紛失、漏洩、滅失、毀損等の防止につき、十分な教育・指導を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第4条 受託者は、委託者の承諾なくして、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故報告及び調査等)

第5条 受託者は、委託者から預託を受けた個人情報について、紛失、漏洩、滅失、毀損等の事故が発生又は予見される場合には、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第6条 受託者は、当該業務を遂行するにあたり、委託者から預託を受けた個人情報を厳格に管理し、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとする。

(個人情報の返還、廃棄)

第7条 受託者は、当該業務が終了した場合、又は委託者から請求があった場合には、個人情報を速やかに返還又は委託者の指示する方法により確実に廃棄しなければならない。

以上